



日本資本主義発達過程に於ける《学校教育》の変貌

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道学芸大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 西, 勇 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000561

日本資本主義発達過程に於ける《学校教育》の変貌

西 勇

北海道学芸大学旭川分校教育学研究室

Isamu NISHII : A Study on Changing Aspects of Public Education
in the Process of Development of Japan's Capitalism

はじめに

1. 原始蓄積期に於ける学校教育
2. 産業資本確立期に於ける学校教育

3. 金融資本確立期に於ける学校教育

4. 国家独占資本確立期に於ける学校教育

はじめに

学校に於ける教育は既に古くギリシヤのアカデメイヤやわが国古代の「大学」に見られる。然し学校の教育がその制度・内容の全般にわたってひろく国家市民的規模を持ち、その法的規制の形態を具備して国家権力機構の中に体制化されるには近代国家の生誕を待たなければならなかった。即ち近代国家の生成発展という歴史的現実と直面することによって漸次学校教育は統一的な国家権力機構の体制下に編成され、そこで国民の意識形成に機動的な役割を演ずることになった。学校教育は学校の教育としては国家による直接的間接的管轄を受けるとともに国家の行政措置の対象としてその法規制の下に取り扱われ、更に学校の教育としては国家政策の重要な一環に編入され、その政策が志向する方向にそって教課統制の掣肘を受けることになった。従って近代国家に於ける《学校教育》なるもの問題考察はこの制度・内容の両面からの全一的な把握にたつものでなければならぬ。然しこの問題考察は国家権力に対する実体認識を欠いては不可能であることはいうまでもない。即ち国家権力を構成する現実の階級的勢力、またその階級的勢力が国家意志発動の主導権を保持し得る経済的基盤についての認識が学校教育の機能的役割とその意義とをば考究し、そこに《学校教育》なる問題考察を正しく歴史的社会的に押進めてゆくに必要な基礎条件となってくる。従って一般に近代国家の資本主義体制の社会科学的な構造論的分析は教育学の方法論的思惟の構成にとって常に不可欠でなければならぬ。

資本主義の発達は自らの内的要請として封建意識の克服とともに近代市民意識を覚醒させて新しい資本制生産様式に適應した生活態度を育成し、また統一的な国家意識の国民的自覚をば喚起した。こゝにいわば新しい資本主義の人間像の自覚的形成が近代教育の眼目となった。また他方、資本主義の発達は近代的な国家権力機構の確立と統一とをば促進すると同時に自己の経済的産業体制の維持と拡大とを要請し、それに照応した学校教育体系を生んだ。かくて学校教育は国家教育機関として資本主義的国家体制に基底づけられ、かく基底づけられることによって他の国家諸機関とそのもつ諸機能に対して自己の相対的な独立性を主張しつゝ体制奉仕へ全機能を發揮し得た。即ち国家権力体制の力差的構造の腑間の中に位置することによって近代学校教育は全体として資本主義

的国家体制の意識構造的側面を支えるべく、プロパーな機能的活動を開始することになったのである。このことは或る意味で学校教育そのものの進歩と成熟であったともいえる。然し学校教育のこのような働きは資本主義の発達をもたらす不可避的な体制の基本矛盾の激成過程の中で変化し、その形態も変貌させていった。かゝる学校教育の歴史的変貌は資本主義発達（または崩壊）過程の動態的な脈絡の上に捉えられなければならない。嘗ってライスナーは近代教育を規定した三つの原理として産業革命、ナショナルリズム、そしてデモクラシーを挙げたが、これらはいずれも資本主義の発達とともにもたらされたものである。然し資本主義のより一層高度の発展はもはや彼が近代教育の性格規定に与えたこの三つの原理をそのまゝ通用させることを許さない。何故ならば独占と恐慌とに象徴される高度資本主義の生産力は産業革命当時の比ではなく、従って生産教育に対する社会的需要は質的にも遥かに上昇し、またナショナルリズムは国家独占資本の最大限利潤追求に狂奔するインペリアルイズムに変質してそこに帝国主義侵略を正当化する国家主義教育を要求し、それと同時にファツツムの発生がデモクラシーの危機を到来せしめて自由主義教育そのものの否定へ導くに到ったからである。かゝる例示から明らかな如く、近代国家に於ける学校教育の問題考察は単に靜態的な国家構造論の解剖学的所見に終止してはならず、常に資本主義発達（または崩壊）過程を貫いて流れている歴史の基底的動向に基づいてその全体を洞察する歴史的立場に立脚しなければならない。即ち《学校教育》の問題は全体制の歴史的位置づけの中に措置されることが必要である。

事実わが国に於ける近代学校教育の性格とその変貌とは国家の資本主義的体制そのものの基本的矛盾と深く内的に絡み合って現出した。その際日本資本主義発達の過程的特質を形づくるその後進性によって学校教育の姿態は一層歪められてしまった。私は以下の概略的な小論の中で、明治以降敗戦までの日本資本主義の発展段階に学校教育の制度史的区分を対応せしめてそこに学校教育の性格的特性を考察し、その変貌の歴史的脈絡の跡をたどることによってわが国学校教育の近代化の屈折並びに挫折の経過を明らかにしてみたい。

以下の論述を次の如く四期に分ける。

	経済史的区分	教育史的区分	政治史的区分
I	原始蓄積期	学校教育の創始期	明治維新から憲法発布のころまで
II	産業資本確立期	学校教育の確立期	日露戦争終結のころまで
III	金融資本確立期	学校教育の拡充期	二・二六事件のころまで
IV	国家独占資本確立期	学校教育の戦時体制期	敗戦まで

1. 原始蓄積期の学校教育

明治五年の学制頒布、十二年の教育令制定とその翌年の改正を経て十九年の学校令発布に到るまでの時期を学校教育の創始期とする。この時期は資本主義経済の原始蓄積を通してその土台の上に絶対主義国家の法制的形態の基礎が形づくられていった時期である。従ってこの時期の学校教育はわが国の絶対主義国家形成の歴史的事情と絡み合って自己の創始的形態を生み出した。

明治維新当初わが国はまだ言葉の厳密な意味に於けるマニユファクチュアの段階には遠く、従って資本主義生産関係の生成過程が当然伴うべき社会変革への客観的条件と主体的要因とをば当時のわが国産業構造自体の内部に見出すことは困難であった。それにも拘らず世界資本主義の不均等な発展の国際的な力差関係を認知した維新政府は近代的な統一国家の形成を緊急の課題とせざるを得なかった。即ちわが国近代化の黎明が開国攘夷の乱鐘とともに明け初めたことによっても明白であ

る如く、今から一世紀前の日本をめぐる列国の資本主義のアジア侵攻は否応なくわが国三百年にわたる鎖国閉塞の状態を打ち破って弱肉強食さながらの国際舞台にわが国をつれ出した。こゝに列国の資本攻勢と圧迫とに対抗すべく強力な近代的国家体制への早急な変革と統一とが要請されたものの、維新改革の推進主体は自己のブルジョア民主革命に対する階級的自覚に乏しかったため折角の大規模な変革統一も所詮真に革命的なものになり得なかった。このような事情は日本資本主義発足の歩みを著しく擬制的、他動的、そして跛行的ならしめることになった。即ちウクライナとしての封建的遺制とそれに基づいた権力機構内部の封建的要素とをば徹底的に排除克服することをしないで、むしろその温存と変容とによって維新政府は近代化の課題を遂行しようとした。そしてこのことは明らかにわが国の近代的国家形成過程を歪曲する様々な矛盾撞着を醸成する素地を肥やすだけであった。わが国社会体制に刻印された封建＝近代という非同時的同時性こそこのような体制矛盾を示す一つの徴表であった。かくてわが国の絶対主義国家形成は自らに内在する諸矛盾要素を包摂するための権力的結集点をば絶えず天皇親政の上に求めざるを得なかった。このような事情がわが国の近代学校教育の創出に拭い難い暗影を与えたことはいままでもないが、いまこれを先ず学校教育の制度的側面に眺めてみよう。

明治になって既設学校に対する中央官庁の管理掌握が懸案となったが、全国的な学校教育体系の設置が実際に着手されたのは廃藩置県による国家行政区劃の再編後文部省が設けられてからであった。一般に資本主義産業革命の進行は国家的統一規模の下に広範な国民層の一般的教育水準が高まることを条件とした。即ち産業技術とその様式との変革に即応して、生産力産出の重要な要素であり主体でもある人間の意識改造をも含めた技能的育成を要請した。従って国家発展の原動力が産業革命の遂行に求められるや、国家保護政策の下に資本の原始蓄積に乗り出した維新政府がとりあえず諸外国の学校教育体系を参酌しつつ当面の教育的要請に応えようとしたのは当然であった。即ち明治五年学制を頒布して全国に学区制を設定し、文部省が各教育行政機構をば統轄するという極めて中央集権的な学校教育計画を実施した。こゝに初めて国家的規模を持った統一的な学校教育制度がしかれて一応近代的な学校教育の初形態が生み出された。然しこの創始そのものはわが国の近代社会生成の土壤にしっかり根ざしてその中から芽生えたものでないだけに絶対主義国家権力による上からの支配統制の色彩が最初から濃く、例えばイギリスの国民教育制度の成立事情などと比してそれだけに底の浅い脆いものであることは避けられなかった。

その一端を例えばその後の就学拒否の事情にうかがうことが出来よう。「必ず邑ニ不学ノ人ナカラシメシム事ヲ期ス」と仰出書にうたった義務教育制による国民皆学の主旨も当時の国民大衆から理解されること少く、更に財政的補償の裏付けをば伴わぬ義務就学の法令施行はより一層国民の教育に対する理解沮害の傾向を助長した。例えば明治六年度の文部省の小学校扶助金交付額は人口男女一万人につき僅か九十円で全公学費の13%にも足りない貧弱なものであった。そして明治六年の地租改正以来、国家保護資本の原始蓄積の強行は農村経済を極度に圧迫して農民層の分解による貧農の没落、賃金労働者への転落を続出せしめる如き状態であったから農村殊に寒村僻地程益々子弟就学の経済的基礎を奪われ遂には授業料徴集反対の農民一撥も起る始末であった。従って国民皆学の主旨も受益者負担の原理に基づく授業料徴収の有償義務制のために単なる絵看板に過ぎなくなり、零細な所得に子弟の教育費を捻出することも出来ない下層階級にとっては折角の学校教育への門戸も実質的には依然閉ざされたまゝであった。こゝに早くも教育の機会均等が有名無実化して明治学制の統一的な国民教育体系がなしくづ的に二重学校体系へ分解してゆく兆しを眺めることが出来よう。かゝる国民の生活現実と国民教育体系との乖離は学制頒布後数年にして既に決定的な兆しを示したのであった。例えば明治十年文部省書記官の学区巡視報告にも明らかなように、「然レトモ

目今ノ方法ヲ以テ教育ヲ全国ニ普及セシメントスルハ民力ノ能ク堪フル所ニ非サルカト思ハル、宜シク其ノ方法ヲ改メ貧村僻邑ノ学校ハ教則ヲ簡ニシ時刻ヲ短クシーハ学校ノ費用ヲ減シシーハ生徒ノ家事ヲ弁スルノ時刻ヲ与フルトキハ民心悦服シテ弘衍更ニ一層ノ広大ヲ増スヘシ」と現場教育の実情を訴えてその対策を配慮しなければならなかった。かくて明治学制はその施行後間もなく土地と民意の実情に即した改変を余儀なくされ、明治十二年田中・モルレー案による教育令が公布されることになった。

然し明治絶対主義政府は「自由教育令」とも呼ばれて地方分権の色彩を多分に持つこの改正教育令が統一学制の体系を破壊してその基礎を動揺させるとの理由で翌年更にその再改正を行った。この教育令の再改正は学校教育と絶対主義国家権力との癒着を一層密にして天皇制官僚による学校教育の統制支配をば強化せんと策したものであった。尤もこの改正事情の背後には大隈一派追放に絡む維新政府内部の国権論と民権論との勢力抗争があつて、いわば教育令の再改正はこの抗争の力関係の推移が反映したものだつたとも見られよう。ともかく学制実施後のわが国学校教育の近代化への歩みはこの十三年の改正を一つの契機として大きく絶対主義天皇制権力への傾斜をとり保守反動化したことはいなめない。(私はこの改令をば学校教育の国家権力への第一次的屈折と呼ぶ)。次にこの学校教育近代化の歪曲をば内容的側面から考察してみよう。

殖産興業政策を基幹とした富国政策によって資本主義発達の後進性をば克服しようとした維新政府は他方では農民収奪の封建的な権力体制を排除することなく、むしろそれを温存強化してゆくことによって自己の財政的基盤を支えようとした。そこには純封建社会からその封建的絶対主義への再編成を通して近代市民社会への脱皮の道を歩もうとするものがあつたが故にかゝる方途にはそれ自身近代化の達成をはばむ一定の限界が存していた。この限界は産業本位の近代的学校精神に立脚した生産技術の習得と平行して封建意識の克服と近代意識の覚醒とをば意図すべきであつた明治教育の理念をば曇らせたばかりか、またその近代的市民意識形成の焦点をぼかし或いは近代的生活態度育成の眼目を誤らせることに結果した。他方、国家権力の階層的構成が天皇を至上とする専制的絶対主義を形づくることによって天皇は統一国家建設の国民的イデオロギーの集約点として学校教育を貫く文教方針の上に君臨することになって、その内容的基調を奏でた天皇主義絶対観念論が以上の傾向に一層の拍車を加えていった。

確かに、江戸庶民教育の伝統である「よみ・かき・そろばん」をば最低の生活適応能力として普通初等教育の内容に引き継いだ当時の学校は「実用ヲ天下国家ニ施ス所以ノモノ」（明治三年大中小学規則）として産業開発に基づく実学的認識に立っていたし、また明治初期の「文明開化」政策を反映して立身・治産・昌業の道を啓発したのも事実である。然しそこに見られた個人主義、自由主義、進化主義、実利主義等の思想も結局国民意識の表層に散在したに過ぎず、近代的な国民の生活態度や行動様式に肉化される程に充分摂取されはしなかつた。文部省の官僚的進歩主義が学校教育創始期の初めに果たした啓蒙的役割もやがて政府の絶対主義形成が進むにつれてその限界を露呈し来り、普及紹介された近代的諸思想もこのような限界を打ち破るだけの生きた思想として国民の意識の間に育たなかつただけに儒教的な絶対主義天皇制イデオロギーの反動思想には常に低い姿勢で構えねばならなかつた。だからひとたび明治絶対主義国家の保守反動的な権力構成主体の性格を反映する国権論が民権論を圧迫して政治的立場の優位性を獲得するや、国民教育の理念を支えるべき思想はその優位性に押されて、かの教育令改正による国家権力への第一次的な屈折と歩調を合わせ絶対主義天皇制イデオロギーへの奉仕に傾いてゆかねばならなかつた。即ち明治十年天皇侍補制が設けられるや、元田永孚、佐々木高行等の儒学者が側近に侍り、儒教軽視に対する反動勢力をこゝに結集して儒教的イデオロギーによる教学を主張した。この元田一派の徳育中心の文教政策刷新の

大綱は合理的実利的洋学中心の教育をば復古的コースに逆向せしめるとともに同時にそのコースの上に学校教育方針の基本的立場を設定せんとするものであった。元田は「教育附議」を著して政府部内の進歩的啓蒙思潮に対抗し、更に「教学大旨」の主旨に基づく教科書の統制方策を図り教育書目三十八部の使用を禁止したりした。それは「恰も文明世界に古流回復の狂言を演ずる」（福沢諭吉）愚挙にも似たものであった。続いて修身、歴史が国民教化のための必須教科として初等教育の内容に重い比重を占め、明治十五年には「幼学綱要」が宮内省から地方長官を通して全国の学校に頒布され「明倫修徳の要」に応える臣民教育の儒教的脊骨が提示された。十三年の教育令改正は田中・モルレーの「自由教育令」に対するこのような保安反動的文教政策の挑戦であり、いわば天皇制国家権力を後楯にした反動的絶対主義教育の樹立促進のための一つの堡障を築くものであったといえよう。明治十四年制定の「小学校教員心得」は小学校教員を絶対主義天皇制官僚機構の末端に縛りつけてこのような国民教化方針を忠実に励行すべく下知を与えようとしたものであった。

以上学校教育創始期に見られたこれら一連の文教政策は資本主義の原始蓄積過程に即応しつつ、統一的国家権力の体制的基盤形成の基礎条件を獲得するための政策的要請に基づいて行われたものであった。日本近代化の出発当初から既に懐胎された体制的諸矛盾はまたわが国学校教育の近代化をその生誕から極めていびつなものにしたことは否めない。そして新聞条令、集会条令、更に保安条令と次々に対抗勢力をば弾圧しつつ、自己の既得権の確保と拡張とに狂奔した絶対主義天皇制政権の支配者達はともかく帝国憲法発布、帝国議会開催によって自己の権力機構の近代化的再編成を目論み、こゝに国家主権発動への統一的な国内体制を一応整えることが出来た。かくて学校教育もその始動的な創出からのいびつな暗い影を引きづりながらもやがて本格的な確立に向って進展することになった。

2. 産業資本確立期の学校教育

明治十九年学校令の公布から二十九年高等教育会議の設置も経て各学校制度の確立と整備とがなされ、やがて四十年の小学校令改正に到る時期を学校教育の確立期とする。

資本の本源的な原始蓄積の道を歩んで絶対主義国家権力機構の経済的基礎を形成した維新政府は明治二十二年の憲法発布によって、また近代的法治国家としての体裁と面目とを整えることが出来た。この間、資本主義の発達とともに覚醒されてきた近代的市民意識とその生活態度とは古い封建的遺制と対決してその打破克服へ向いつゝあったにも拘らず、保守反動化した絶対主義形成力は政治、経済、教育、文化等のあらゆる領域にわたって進行する革命的な近代化の鋭鋒を鈍らせたばかりでなくその切先をも振り曲げてしまった。成程憲法が発布されて議会が開かれたものゝ、それらは階級的権力斗争に於ける下からの革新的勢力に対する上からの妥協の産物に過ぎず、従ってそこに見られた近代性や進歩性には種々の制約限界が存していた。明治十九年の学校令公布によって絶対主義国家権力機構の行政的管轄の一環に編入され国家教育機関としての機能的役割を果すべく使命づけられた学校教育もその近代的な相対的進歩性の反面に反動的限界性をば内包していたのである。

一方、「紳商」の權益に対する国家の保護政策は財閥と藩閥政権との結託癒着という形を通して産業資本の正常な発達を著しく歪めた。そして依然わが国産業構造に大きな比重を占めていた農業部門に於ける土地革命の不徹底は農村経済の近代化を停滞させる結果となったが、産業保護資本はむしろ半封建的土地所有に喘ぐこのような小農民生産を土台としてそれらの犠牲の上に自己繁栄の隆盛を図った。かくて政府の資本保護政策は益々わが国の資本主義産業構造の底を浅く狭くしてその全体を跛行的、畸型的なものにした。従ってわが国産業資本の発達は国民全体の生活水準向上に

基づく国内市場の拡大といった方向をとり得ず、戦争をテコとして進展してゆく軍事化の方向に向うことになった。この時期に勃発した日清・日露の両戦役は資本蓄積の初めから不均等な発展の道を歩んだ日本資本主義経済の構造的矛盾はただ戦争によってのみ打開されるのだという宿命的な解決を教示することになった。そしてかかる解決の教示に従って日本資本主義は早熟した成長ぶりを遂げ、日露戦後にははや金融独占資本の端初形態をすら呈した。政府は明治初年頃の重商主義的殖産興業政策を抛棄して帝国主義的保護政策に転換しそれを推進した。「富国強兵」のスローガンこそかかる意図を端的に物語るものであった。かく皇威の発揚、国勢の伸長がわが国の場合特にたやすく帝国主義的侵略戦争主張と固く結びついたのである。従って学校教育確立のこの時期に於いては、既に教育令の改正を通して国家権力へ屈折し反動化への傾斜を余儀なくされてきた学校教育の性格的変貌の中に今また新しく軍事化への積極的な傾向が孕まれたことを見逃してはならぬ。以下二、三の問題を考察してこの時期の学校教育の性格的特徴を把握してみよう。

明治五年の学制頒布の際に見られた学校教育の中央集権的統一体制はとかく当時の民情を遊離してその形式的劃一に流れがちであり、本来の教育的機能の実質的效果を充分挙げ得ず、而もその財政的基礎は、地方財政の緊迫した状況に直面する度に動揺するといった如き不安定なものであった。然しこの期に及んで政府はかかる弊をようやく改めつゝ強力な国家権力機構の背景とかなりの財政的実力とを以てて学校令の施行成果を収めるべく努力を重ねてきた。例えば義務就学についてみるならば、明治十九年の小学校令に「兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トシ父母後見人等ハ其学齡兒童ヲシテ普通教育ヲ得セシメルノ義務アルモノトス」（第三条）と明記されて就学義務が強く督促され、二十一年の市町村行政区画の制定が更に地方に於けるこの義務就学の普及を一層促進することになった。また三十二年の「市町村立小学校教育国庫補助法」が教育費支出の負担に喘ぐ地方財政の軽減を図るなど、このような行財政にわたる諸施策は国民一般の学校教育への関心や認識を高め深めるとともに、更にその需要を高める機縁ともなり、義務就学率も年々増加して明治三十五年には90%を突破するようになった。然しこのような国民皆学の主旨に沿った初等教育の普及充実に拘らず、国民にひとしく与えられるべき高等教育への受益権は依然として上層階級の子弟に存するという階級的差異は排除されるどころか益々助長されてゆく傾向にあった。高等小学校と中学校、各種実業補習学校と実業学校との並存、実業教育コースと普通教育コースとの分離、これらは下層階級と上層階級との身分的、職業的階層の差異と分化とを前提としてそれに基づいた複線的な二重学校系統を事実上形づくるものであった。そして大学は学問の自由研鑽の場として国家的統制の支配を拒否しながらも、より実質的には政府官僚の養成機関として絶対主義国家権力やその権益との結びつきを深めていった。

それでは次にこの時期に於ける産業教育の振興はどうだっただろうか。初期資本主義の発達による産業資本の確立は明治二十年頃一応完成した。この資本主義の発達はその社会的労働の生産力を増進させるとともに生産を社会化した結果、そこには生産技術の系統的な習得と習熟とに対する社会的需要が高まり、学校教育の中での労働技術教育対策が大量の労働者群の出現を前にして必要となってきた。これは商品の交換法則が支配する資本主義社会の生産様式に適應せんとする一般的な生活形式がもたらした当然の社会的要請であった。そこで政府は資本主義生産体制の保護助長政策の一環として産業教育機関の大量設置に努力したが、それはまた政府官僚と利害関係を通して密接に結びつきその庇護下にある産業資本家達の諸要請に押された施策でもあったが故に、そこに見られた生産のための教育も国家の富国産業教育としての性格が強く反映し、而も上からの振興としてどこまでも統制的色彩の濃いものであった。二十六年六月井上文相は教育上改良すべき方策を閣議に提出した際

- 一、高等小学校の程度に於て実業補習を設けること
- 二、各中学校に附属する実業学校を誘うこと
- 三、一、二枢要の地において工業学校を補助すること

等の実業教育振興について建案し、同年十一月には早速「実業補習学校規程」が制定され、更に翌二十七年には「実業教育国庫補助法」が公布された。こゝに先ず、勤労青少年のための実業補習学校、徒弟学校、簡易農学校が次々設置された。然し「今ニ於テ国家将来ノ富カヲ進メントセバ国民ノ子弟ニ向テ科学及技術ト実業ト一致配分スルノ教育を施スコトヲ務メサルヘカラス」（明治二十六年文部省訓令）との時代的要求に応えた政府のそれら実業教育振興の助成に臨んだ態度は上述した如くあくまで国家富強の観点に立脚したものであったから、そこに見られた産業教育方針の目標は新しい生産人としての生産的主体性を被教育者個人々々に自覚させその自覚に培われた労働技術者の形成にあったのではなく、一定の生産のメカニズムにただ適合し得る如き最小限の技能を習得した職能人の大量集団育成にあった。かく上からの実業教育振興政策は一貫して国家的色彩が濃く保守的傾向が強く、そしてまた資本制生産下の労働・技術自体が持っている矛盾や限界をもそのまゝ反映するものであった。然しやがて日清戦後の産業資本確立の期に及ぶや政府はこれらの諸欠陥を内包したまゝ本格的な中等産業教育の育成に乗り出した。即ち三十二年には実業学校令を公布して中等実業学校設置の法的措置を講じそれに国庫補助の援助資金を与えた。（明治三十五年には実業教育奨励の訓令が発せられた。）これらは生産力の進展につれて向上する産業技術の高度化に即応せんとした学校教育体系の確立を目指したものであって、事実三十二年頃から飛躍的にその設立学校数は増大した。然しそれら設立学校数の中、工業部門が他の農商業部門に比して遥かに立遅れていたのは初期資本主義の発達段階にあった当時では当然のことであった。（表参照）

	明治三十二年	明治三十四年	明治三十六年	明治三十八年
工業学校	19	21	28	30
農業学校	50	99	109	119
水産学校	—	—	6	10
商業学校	28	41	52	59
商船学校	4	5	7	7
徒弟学校	20	26	38	47
工業補習学校	21	32	82	95
農業補習学校	62	143	1221	2450
商業補習学校	25	45	109	133
水産補習学校	—	—	36	67
商船補習学校	—	2	1	1

（文部省「学制八十年史」182頁より）

最後にこの確立期に於ける学校教育の内容面を考察してみよう。先に明治十三年の教育令による国家権力への第一次的な屈折を転機として反動化へと傾斜した政府の文教方針はそのまゝ学校令公布の基本的立場にもつながった。そしてこの学校令の施行によって国民教育の基礎が確立するや、新しい革袋に新しい酒を盛るべく国家主義教育が益々その反動強化の線に沿って「富国強兵」のスローガンの下に押し進められた。それはわが国産業革命の遂行と軍備拡張の強行とによって欧米の帝国主義に対抗せんとする国策の一環としてそれに従属した教育政策となって表われた。従って近代的市民の育成を目指す自由主義教育の謳歌も単に口先だけのものに過ぎず（欧化主義教育の限界）、教育の本旨はあくまでも忠君愛国の善良なる臣民、尽忠報国の勇敢なる皇民の育成でなけ

ればならなかった。森文相が明治二十二年直轄学校長に与えた「諸学校を維持するも畢竟国家の爲なり……学政上に於ては生涯其人の爲にするに非ずして国家の爲にすることを終始記憶せざるべからず」（傍点筆者）云々の説示によっても絶対主義政府の文部官僚の思案が何処にあったかが明らかであろう。また「厳肅ナル規律ヲ勵行シテ体育ノ發達ヲ致シ学生ヲシテ武毅順良ノ中ニ感化成長セシメ以テ忠君愛國ノ精神ヲ涵養シ嘗難忍難ノ氣力ヲ渙發セシメ他日人ト成リ徵サレテ兵トナルニ於テハ其効果ノ著シキモノアラン」（森文相教育上奏文案）との主旨から同文相は全国の十七才から二十七才までの青年壮丁に軍事教育を施し、更に師範学校教育に兵式訓練を導入することによって学校教育軍事化の要を握えつけた。然し今や帝国憲法の発布により近代的国家体制の統一が出来上って絶対主義天皇制機構も再編強化されたが故に、それを機にかゝる国家体制に即応するとともにまたかゝる体制維持に積極的に奉仕すべき学校教育方針の枠づけが緊急の問題となり、その枠を貫いて統一規制する基本的な学校教育精神の成文化が必要となった。教育勅語はまさしくそれに應えるものであった。この教育勅語には成程公益遵法の近代的な社会道德意識の文字も見られぬ訳ではないが、それも封建的な儒教主義の人倫徳義に包摂されており、その全体を一貫するものは結局皇民教化の国家主義的基調であった。このような勅語の基本的立場は然し当時のわが国の半封建的軍事的国家としての構造的本質をば代弁するものであったから、それだけにこのような国家体制の維持発展にとっては恰好のイデオロギーたる役割を荷うものであり得た。事実この教育勅語はその後の日本資本主義の発達とともに強化してくる国家権力の代弁者たる支配階級によって常に彼等の帝国主義的野望達成の護符として奉られ、また彼等を脅やかす反帝勢力の攻勢に対する防壁として或いは弾圧のための武器として利用された。それは単に教育学的思惟の領域のみに限らずひろく国民の思想一般の上にまで君臨して絶大な権力を發揮し尊大な權威をほしいままにして日本の絶対主義天皇制イデオロギーの支柱を形成し、そして周知の如く資本主義の体制的機危が現出する際には必ず彼等支配階級の口からその聖旨奉戴が叫ばれることになった。

また初等義務教育については二十三年十月小学校令が改正公布され、道徳教育、国民教育、技能教育の三大基本方針が明示された。これは結局先の勅語の精神に立脚してそれを敷衍するものに他ならなかった。続いて二十四年の小学校教則大綱は、勅語の思想的構造を支える特別教科として修身、歴史の二教科履習を強調した。かく初等教育の教課内容に反映した政府の干渉は教科書と教員とに対する強圧的な管理統制の形でも表われた。即ち教科書については既に二十年に教科用図書検定制度が実施されていたが、二十五年にはそれが一層強化されそして遂に三十六年に国定教科書令が発布されてその翌年から国定読本が全国に採用されるに到った。他方、小学校教員は所謂政治的中立性の名の下に政治活動にたざさわることを制限され、「小学校長及教員ノ任用解職其他進退ニ関スル規則」、「小学校長及教員職務及服務規則」等の諸法規の監督下に置かれて自由な市民としての言動も拘束されてしまった。（なおこゝで師範教育に言及しておかなければならないのであるが、この問題については他日稿を改めて論究することにする）

わが国産業資本の発達が零細農耕に頼って生活する農民の貧窮を前提としていた限り、国内市場の狭隘は必然的に資本主義経済発展の方向を対外的な帝国主義侵略に向けさせた。そして日清日露の両戦役の結果龐大な戦費調達のため財政支出は労働者や農民の下層階級の負担に転嫁され彼等の生活を益々圧迫した。然し国民の大部分は戦争ブームの現象的な産業的好況に幻惑され或いは戦勝による天壤無窮のデマゴギーに踊らされてその衝動的な解放感に陶醉した。戦後昂揚した国民の民族的国家的意識もそれが真に近代的な自我解放と社会革命とに定着して形成されたものでなかっただけに正しいナショナリズムの形成に凝結せず、徒らに空疎な国家主義と安易な個人主義との思想的雑居と分極化とが戦後社会の頹廃的風潮の中から醸成された。然し一方では『二十世紀之怪物、帝国

主義』（幸徳秋水）と斗う社会主義的思想も先覚者達によって唱導されその勢いも日を追って盛んとなってきた。この傾向に対して政府は治安警察法の如き悪法を施行して社会民主党結成を即座に弾圧し解散させるといった如き露骨な反動政策を以て臨んだ。文部省も明治三十九年学生生徒の風紀振興に関して「又此頃極端ナル社会主義ヲ鼓吹スルモノ往々各所ニ出沒シ種々ノ手段ニ依リ教員生徒等ヲ誑惑セムトスル者アリト聞ク若シ夫レ斯ノ如クシテ建国ノ大本ヲ藐視シ社会ノ秩序ヲ紊乱スルカ如キ危険ノ思想教育界ヲ伝播シ我教育ノ根柢ヲ動カスニ至ルコトアラハ国家将来ノ為メ最モ寒心スヘキナリ。殊ニ教育ニ当ル者宜シク留意戒心シテ矯激ノ僻見ヲ斥ケ流毒ヲ未然ニ防クノ用意ナルヘカラス」との訓令を発し積極的に思想善導に乗り出した。このような教育情勢は資本主義の全般的危機の到来とともに益々激化してその緊迫の度を増していった。

3. 金融資本確立期の学校教育

大正二年に高等教育会議が廃止されて教育調査会がこれに代り、続いて六年臨時教育会議の設置を経て昭和十年の教学刷新評議会を設けるに到る時期をば学校教育の拡充期と呼ぶ。即ちこの時期に於いては学校教育機関が拡大整備されるとともにその学校教育に軍事的性格が強く刻みつけられ国家主義的教育内容の充実と統制とが行われた。

不均衡なままに飛躍的な産業資本の確立を完了した日本資本主義はやがて独占結成に進んでその急激な発展に向っていった。即ち第一次世界大戦で漁夫の利を占めた日本資本主義はアジアに広範な商品市場を獲得してそこに政治経済的勢力を滲透せしめるとともに、一方国内では重工業部門の急激な発展を中心に生産の機械化と大規模化との体裁を整えながら本格的な独占資本主義投階への道を歩んだ。然しこのような趨勢はとりもなおさずその発達過程の特質に基づいて特異な歪曲を呈した日本資本主義の体制的基本矛盾をばより一層激成し尖鋭化する結果ともなった。即ち巨大な独占資本の結成が進行するとともにその反面では土地や生産及び生活手段を失って自己の労働力以外に一物も所有しない大量のプロレタリアートが発生し、資本家階級に対抗する社会的革命勢力の階級的主体として目覚ましい成長を遂げていった。底の浅い跛行的なわが国産業構造の全体は大正二三年頃からの漫性的不況を迎えては絶えず動揺し、大正九年の戦後恐慌に直面するやその経済的危機の激流にもまれて全体の均衡を失い体制崩壊への危機的現実に曝されることとなった。従って一般に資本主義の全般的危機とも呼ばれるべきこの時期に入ってわが国の絶対主義天皇制の国家権力体制もロシア革命を背景とした国際的な民主革命勢力の抬頭の波に大きくゆすぶられざるを得なかった。然しそれにも拘らずそれだけにまた今や経済的帝国主義の段階に達したわが国ブルジョア階級はその経済的要求の赴くまゝにより一層独占資本の強化を図り、更に平和経済を戦争経済に転換して海外植民地の軍事的市場支配とその権益保護とを遂行する侵略路線の上に国家政策を押し出し自らの危機打開に狂奔した。こゝにブルジョア国家を軍事的ファシズム体制に再構成する新しい政治的課題が求められたが、事実それは満州事変を契機とするファシズムの創出という形となって表われてきた。

一般に資本主義国家に於いてその政治的統治構造の中にくみ入れられた学校教育は体制危機の現実に直面すれば常に支配階級の体制維持と強化とに奉仕する資本制イデオロギー注入の国民教化機関として国家権力の強圧的な規制力の前面に立たされる。そしてそこで作用する教育統制をめぐる体制の力学は益々その重圧を学校教育の上に移し、学校教育はかゝる力学の力動的過程を通して階級斗争の重要な一環に編入されることになる。この意味で確かに「階級社会に於ける教育は階級斗争の形態の一つである」（スヴァドコフスキイ）といえよう。この時期に於けるわが国の学校教育は大戦後の世界資本主義の全般的危機状況を背景に国内の民主革命勢力と絶対主義国家権力を構成

する保守反動反革命勢力との抗争、即ち抵抗と弾圧という歴史的な階級斗争の中に自己の性格的変貌をば遂げていった。そして上述したような階級国家に於ける学校教育が一般に属性づけられる本質的な性格規定の刻印をばより鮮明により強烈に世界大戦後のわが国の「直接的な革命的情勢」という緊迫した歴史的局面の中で受けとらねばならなかった。換言すればこの刻印は国民皆学がそのまゝ国民皆兵に直結する学校教育への再編成であり、またそのための性格変貌に他ならなかった。以下の論述の中で、わが国の近代的人間形成を目指すべき学校教育が如何に帝国主義的国家権力の暴力の下に屈服し或いはファッシズムの暴虐の前に屈従し、そして遂に自己本来の教育的課題を抛棄して挫折してゆかねばならなかったかを明らかにしてみよう。

大正二年高等教育会議に代って新しく教育調査会が設置された。この教育調査機関は日露戦役後の歴史的状況に対処した経済体制の拡充、統治機構の整備、並びに国民思想の統一等の国家的諸施策の要請に即して学校教育を調整し拡充すべき構想の下に出発した。そして調査会構成のメンバーには教育専門家以外から当時政治的発言力を益々強めてきたブルジョアジーの代弁者達も加わることによってかなり自由主義的な雰囲気と主張とがその教育政策審議の論争に反映した。然しかゝる教育論争も明確な結論と具体的な施策の実現を見ないうちに調査会はその仕事を臨時教育会議に譲った。この移譲は教育諮問機関の単なる模様変えではなく、当時の歴史的社会的客観情勢の変転を反映した教育政策そのものゝ基本的立場の転換を意味するものであったのである。即ちそれは戦後世界資本主義の全般的危機の第一期（大正六年～十二年）を迎える前夜の様相の深まるにつれて絶対主義天皇制が自己の権力体制維持のための補強仕事を積極的に推進しその一環として学校教育を強引に自己の支配的統轄下に掌握動員せんとする意図に基づくものであった。（私はこの臨時教育会議設置をば学校教育の国家権力への第二次的な屈折と認める）。この臨教会議は先ず自由主義的なブルジョア・イデオロギーの発言を封殺するために調査会当時の自由主義論者を追放するとともに、大正六年九月の「臨時教育会議官制」によって内閣直属の諮問機関として強力な政治性を帯びて発足、その総裁には絶対主義官僚平田東助が就任した。こゝで折角芽をふき始めていたブルジョア・デモクラシーの基本理念に基づいた文教政策は早くもその芽をつみとられることゝなった。いわばわが国学校教育の国家権力への第二次的な屈折ともなったこの臨教会議設置に眺められる自由主義教育の衰退とそれに表裏する天皇主義国家教育の優位性の確立とは、実のところ「資本主義体制の最も尖鋭な危機、プロレタリアートの革命的行動の時期」（K. I.）たる直接的な革命的情勢に直面して国内の民主革命勢力と対決せざるを得なくなったわが国のブルジョアジーが自己の階級的権益保持の方途をば絶対主義天皇制との妥協融合の道に見出し、そして天皇制国家権力に依存寄生しそれを利用することによって階級斗争に対する強力な城塞を築くとともに權威的な衣裳を自らにまとわりんと欲した結果の妥協の産物に他ならなかったと見られよう。このように民主革命勢力の現出を前にしてわが国に於ける封建主義的要因と資本主義的要因との対抗も帝国主義の路線上でお互いに馴合い、ともにファッシズム形成に作用し合った。かくて臨教会議設置を一つの屈折点としてより一層反動化しファッシヨ化へ去勢されたわが国学校教育はそのまゝするずると種々な弾圧強化に狂奔する政府の帝国主義的侵略政策に歩調を合わせ、次々に発せられる教学振興、国体観念養成の声明を迎えて遂にファッシズムに対する完全な屈服を自らに甘受してゆかねばならなかった。

それでは学校教育の軍事化、ファッシヨ化への一礎石を据えることになった臨教会議での教育改革案とはどのようなものであったろうか。初等教育に関しては「児童ノ道徳的信念ヲ鞏固ニシ殊ニ帝国臣民タルノ根基ヲ養フ」国民道徳教育の徹底を期した。次に国民の体位向上を図って児童の身体発育の方法を講じるとともに、不必要な記憶を排し理解応用を狙うことによって劃一主義教育の弊を打破せんとした。これは従来のヘルバルト式形式教育の枠を破ってブルジョア・デモクラシー

の個人主義的、生活主義的教育観との妥協とも考えられるが、このような教育学的思慮と雖もそこから更に積極的に社会改造と歴史創造とに活躍し得る如き主体的人間形成の教育学的自覚に到達するものでもなければ、またそのための方法論的体系を導出するものでもなく、せいぜい与えられた生活与件の枠内で自己適応の道を講ずるだけに留まるものにしか過ぎなかった。また臨教会議は高等教育機関の設置に関する答申を提出してわが国産業構造の高度な発展に即応する学校体系の完成に努力し、実業専門学校の増設をば進言した。当時既に官僚養成機関でもあった大学は今や高度資本主義社会の職業的階層分化の要請に応じて各界指導者層に大量の学生を送るようになった。然しいづれにしても一般庶民の子弟に上級学校進学をば実質的に約する社会保障もなく、それにまた進学熱をあふる立身出世主義と雖もそれは労働者農民の子弟の進学をはばむ経済的諸制約をば現実に排除してゆくものでなかった以上、このような高等教育機関の増設は統一的な国民教育の学校体系を破壊させて二元的な複線型の学校体系を事実上構成する結果となるだけであった。臨教会議の答申はまた「市町村小学校教員俸給ハ国庫及市町村ノ連帯支弁トシ国庫支出額ハ右教員俸給ノ半額ニ達セムコトヲ期スヘシ」と述べているが、これは大正七年三月「市町村義務教育費国庫負担法」の公布となって実現し政府はそのために一千万円を支出した。然し義務教育に対する政府の財政措置は過剰負担に苦しむ地方財政の疲弊を緩和するとともに、当時の革命的情勢に直面して激化する階級的对立を弛緩させて学校教育そのものゝ統制強化に物的基礎を与えようとしたものであった。即ち絶対主義天皇制教育の再編統一を意図してきた政府はこの法令で以って教育費国庫負担による教育財政の安定を期すという名目の下に、学校教育を国家権力へのより従属的形態に転化させる物的基礎を支配し、それによって政府自らのたつ階級的利害に合致した学校教育統制策を遂行してゆく実権をば掌握したのであった。かくて学校は支配階級のための国民教化の走狗的機関として武装され、教員はその忠実な下僕となって奉仕を強制されることになった。

然し学校教育のこのようなファッショ化への道程には何等の抵抗も存在しなかったのではない。この抵抗の姿勢はわが国の民主革命勢力の抬頭から敗北に到る歴史的社会的客観情勢の変転を地に浮き彫りにされねばならぬ。明治四十三年の所謂「大逆事件」を機に社会主義運動は政府の弾圧によって一度下火となったが、大正六、七年頃資本主義の全般的危機到来とともにその窒息状態から再び活甦になった。七年の米騒動を惹起した米価の暴騰を始め諸物価の騰貴に喘ぐ国民大衆の生活の逼迫は社会不安をつのらせ、更にそれは戦後恐慌、震災恐慌を迎えて益々深刻な危機的様相を呈してきた。今や労働者は組合を次々結成して自分達の生活権獲得のため続々立上り、九年にはわが国最初のメーデーが挙行された。(大正八年発足した日本教職員組合啓明会はこのメーデーに参加した)こうした社会情勢の推移を背景に先ず東大新人会が大正七年に結成され、「吾徒は世界の文化的状態たる人類解放の新気運に協調しこれが促進に努む、吾徒は現代日本の合理的改造運動に従う」との綱領の下に社会主義的學生思想団体として活動を開始した。この新人会に続いて各大学高等学校に社会主義思想の研究団体が次々誕生し、これら學生思想団体は政府の文教方針を批判し軍事教練実施の反対運動を展開するなど反軍反帝斗争へ果敢な活動を行った。そこで政府は文部省を通してこのような社会主義運動や學生運動の昂揚に対処する弾圧政策を強化するとともにまた學生懐柔の思想善導にも積極的に乗り出した。この際天皇制は労働者農民を弾圧するブルジョアジー、地主の独裁機構或いは奪奪体制として働きつゝ一切の反動的権力を集中することによって自己の相対的地位を一層強化した。そしてわが国支配階級は大正十四年普通選挙法を以って民衆に議会主義的幻想を与える反面、他方では独占資本主義支配の条件下で天皇制官僚とブルジョアジーとの緊密な結合体制をつくり、重ねて治安維持法という比類なき弾圧法規をば公布して国民大衆の抵抗組織を破壊抑圧しつゝアジア大陸に対する帝国主義的侵略への国内条件を整えていった。岡田文相はこのような

政府政策の一環として学校に対する強圧的な干渉政策を敢行し、文教審議会の協議に諮って学校教育のファッショ化を促進した。十三年彼は全国中等学校に軍事教育を課し翌十四年「陸軍現役将校学校配属令」を制定施行した。これには全国学生軍事教育反対同盟を中心に反対運動が起り、また京大の学生社会科学联合会全国大会では軍事教練拒否が決議されるなどその反対斗争が果敢に展開された。然し政府はあくまで勅令を楯に強権を発動して帝国主義国策に基づいたこの学校教育の軍事的編成を強行し、いわば学校の兵営化を敢行した。これは明らかに学校教育に対する軍部独裁、即ち天皇制ファッシズムの支配であって本来的な学校教育は変質し、その主体性はもはやこゝでは全く見出されなくなったといっても過言ではあるまい。続いて翌十五年には「青年訓練所令」を公布して全国の市町村内に青年訓練所を設けた。これは在营年限の短縮を補填するとともに全国の農漁村勤労青年に軍事教育を施すことによって皇運扶翼の尖兵として彼等を常時訓練しておくことを狙ったものであった。勿論このような動きに対しても各地で激しい反対と抵抗とが起ったがいづれも官憲の厳しい弾圧によって沈黙しなければならなかった。

以上見た如く学校教育の軍事的編成を通して教育に対する国家権力の圧力を増大してその統制支配を強化してきた政府は益々積極的に天皇制イデオロギーの注入に努めた。教育勅語が常に学校教育精神の統一的支柱になっていたのは勿論であったが、更にそれは神秘的に権威づけられて皇国臣民錬成の脊骨を支えた。かくの如く学校教育内部への国家権力滲透の度合は資本主義の相対的安定期に入るや一層濃化してその速度を倍加していった。即ち大正十三年以降の相対的安定期を迎えて資本の攻勢と拡張とにひたすら努めてきた天皇制官僚と独占ブルジョアジーとの支配階級は昭和二年の金融恐慌によって険悪化した国内治安を維持する名目で、一挙に民主革命勢力の粉碎に乗り出した。例えば昭和三年の日本共産党検挙(三・一五事件)を手始めに東大新人会、京大社研等に解散命令を発し、更に特別高等警察を新設し憲兵隊に思想係を置くなどの弾圧機構を拡張するとともに学校教育に対しては教育勅語を根幹とする思想善導の教化方針を押しつけ、或いは直轄学校に学生主事、生徒主事を配置してこれに学生の思想監督権を与え、更に十二月には教学振興、国体觀念養成の声明を発した。続いて六年には学生思想問題調査委員会を招集して総合的な思想善導方策の検討に腐心した。また翌七年には「わが国体国民精神の原理を闡明し国民文化を発揚し外来思想を批判しマルキシズムに対抗するに足る理論的体系の建設を目的とする有力なる研究機関を設ける」という主旨の下に国民精神文化研究所が設置されて日本精神の喧伝鼓吹運動が推進された。文部省は従前の学生部に代ってその機構を拡充した思想局を通して「肇国精神」、「皇国の道」による感化に全力を傾注した。以上の如き一連の文教政策は天皇制権力機構のファッショ的再編成を通して今や決定的な段階に入ろうとする日本帝国主義が要求した国家経綸方策に基づくものであった。天皇制ファッシズムがかく教学思想の統一イデオロギーとして君臨するや、こゝに全体主義的、超国家主義的並びに軍国主義的教育が、学校教育の全体を支配することとなり、国民の魂に「国体護持」の「聖戦」遂行への心理的素地を培った。

ところが昭和四年先ずアメリカを襲った世界恐慌の波は底の浅い日本資本主義経済をば危機の渦中へ捲き込んだ。そこで日本資本主義にとって残された危機打開と克服との道は満州侵略の冒険から更に歩を進めて次の新しい侵略戦争を続行してゆく道であった。そのための国内の軍事的ファッショ体制の確立は既に二・二六事件を契機にその基礎工作を完了していた。このようなブルジョア国家の反動的ファッショ的再構成過程に即して自らも変貌していった学校教育は今はまだ国家独占資本の忠実な使徒としてその破局的終末への無理心中に同行するばかりであった。

4. 国家独占資本確立期の学校教育

昭和十二年中日戦争開始の年に於ける教育審議会の設置、十六年国民学校令の公布、二十年五月戦時教育令の施行を見て最後に八月の敗戦を迎えるに到るまでの時期をば学校教育の戦時体制期として把握することが出来る。この時期に於いて帝国主義的侵略戦争遂行の国家総動員体制下に殉じた戦時学校教育の姿態の全貌を眺めることが出来よう。

日本資本主義はその地盤の特有の脆弱さのために世界資本主義の相対的安定期に入っても常に不況と恐慌とに悩まされ、それだけに武力行使による軍事的植民地支配への結びつきをば一層深め且つ強めた。軍部ファシズムは官僚財閥政党との結託を目論みつゝも二・二六事件を一つの契機として自己の政治的覇権を掌握するや、既存の国家権力機構を再編強化して軍部独裁の「挙国一致」体制の確立に向った。他方昭和十一年重要産業統制法改正はカルテル、トラストによる独占の結成を一層強固にしてわが国産業経済の国家独占資本による支配を決定的なものとした。かくて今や国家独占資本は国家権力とその機構とを自らに利しつゝ最大限利潤追求への収奪体制を強化してゆくとともに戦時統制経済への移行に即応した生産機構の配置転換を完了した。事実二・二六事件当時の準戦時体制下に於ける政府財政支出を眺めても陸軍の大陸侵攻、海軍の軍縮撤廃を補填する軍需生産力の拡充のための十一年度予算は二十二億七千万円の巨額にのぼり、軍事費がその総支出の47%も占める有様であった。国家独占資本は中日戦争勃発後益々自己の政治的支配力を強大化し、十七年国家総動員法制定——それは政府に広範な権限を委任させ議会の協議を無実化する立法措置であった——によって自己の政治的地位を不動のものとした。このような戦時国家独占資本主義体制の再編とその進展につれて軍部独裁のファシズム権力は一層熾烈化して国民生活の全体を圧迫し、上からの抑圧的な国民組織を通して天皇制イデオロギーと侵略精神との一元的教化に努めた。

先に設置された教学刷新評議会は非常時体制に即応した学校教育の刷新要項を決定して教育内容改善の基本的方針を明示したものの、その具体的な内容の構成と展開とをば示す要目改正にまでは及ばなかった。そこで新しく準戦時体制への移行に対処してなお残された問題の具体的処理の方策を審議すべく十二年教育審議会が設置された。その第一回総会で近衛首相が挨拶に立ち、「国内の情況と東洋乃至世界の情勢とに稽え広汎な国策の見地より十分なる調査審議を為し適切な方策施設を樹立し実施する」急務について述べ、学校教育の果す国家的使命を強調したことから推察される如く、そこでは国家的見地から如何に学校教育を国策の基本線に合致させその遂行に奉仕せしめるかが当面の関心事であつた。教育審議会の答申内容は教育行政機構の改革に関しては僅か言及するだけで専ら教育方針の明確化とそれに基づいた教授上の具体的内容と方法との改善について提言した。即ち「天皇帰一」、「一君万民」の復古的反動的な天皇制理念が学校教育の基本精神として再確認されるとともに、ナチスドイツのファシズム運動に範をとって実践的鍛練、団体的訓練による皇国民錬成の集団教化の方法が強調された。一方、文部省はその外局である教学局を通して国精神総動員運動の推進を計画し、日本精神叢書、『国体の本義』解説叢書、教学叢書等を刊行して官製思想の押売りに必死となり、また『国史概説』を編纂して神話歴史の捏造を企劃した。更に十四年には全国各学校宛に修文錬武方針の訓令を発するとともに「青年学徒＝賜ハリタル勅語」を下賜して教育勅語の再生版を配布した。このように天皇制イデオロギーの学校教育への浸透は極めて組織的でありその注入は強圧的であつた。そして遂に「学問」の世界に幸うじて許されていた社会主義思想、自由主義思想の研究も全面的に禁止され厳しい検閲制度が大学内の言論、出版、集会、結社の自由を完全に奪つてしまった。この時期に入ってからでも天皇機関説の美濃部博士追放、矢内原教授の筆禍問題、学者グループ事件、河合教授追放、津田博士追放等が挙げられる如く、大学に於ける最後の良識や良心の灯も一つ一つ吹き消されていった。

中日戦争の戦火が華北に拡大するや、在華権益を保護するため強い関心を示した英米帝国主義と

衝突し、更に中国民族の激しい抗戦と国際的な反ファシズム勢力の根強い抵抗とに直面して中日戦争は大規模な長期戦に突入、全く泥沼様相を帯びることになった。然し戦争経済の再生産過程に自己存立の活を得ようとする国家独占資本は遮二無二「聖戦」完遂への道を驀進し、「大東亜共栄圏」建設の幻想を追った。そして上から唱導された国内新体制運動の推進や大政翼賛会の成立は近代的な民主政治方式の一切を破壊して国民をば戦時下にふさわしい強力なファシズム独裁国家の権力構造の中にひきずり込んだ。今や戦争経済が伴う国家財政の軍事的集中は長期戦の遂行とともに著しく地方財政を圧迫する結果となり、市町村の財政力に負う小学校教員の給与体系はこの圧迫の歪みを受けて地域による不均衡を免れ得なかった。そこで政府は税制改革を機に国庫による定率負担を以って給与水準の全国的統一とその適正化とを図るべく十五年に「義務教育費国庫負担法」を公布した。勿論これは教員の待遇改善と不満緩和とを策した翼賛政府の人気とり政策でもあって政府はその代償に小学校教員統率の実権を得るとともに合わせて戦時学校財政の再編強化と応急措置とを講じてその動揺破綻に対処しようとしたものだといえる。

昭和十六年には大日本青年団が結成され、また国民学校令が公布された。この青年団教育については政府は既に古く大正四年に青年団の指導発達に関する文部省訓令を発しており、それ以来文部省は青年団事務を社会教育部の管轄下に移して全国青年団の統一的指導育成に努めてきたのであつた。今戦時国家体制の編成へと事態が進展するや、全国の勤労青年大衆を動員して有事即応の態勢に備えておくこと、また軍団組織を編成して彼等に兵式訓練を施しておくことの必要性が認知されるに到り、殊に軍部の意向も強く反映して十四年に青年学校令が改正された。そして十九才までの一般勤労青年を対象とする義務教育制がしかれ、彼等に実業補習教育と並行した軍事教練が課せられることゝなった。勤労青年に修学の義務と機会とを与えたその教育的意味は一見高く評価されるべきもののだとしても、然しその本旨はあくまで戦力の人的用員を構成せんがためにその給源たる勤労青年の可動的な戦闘能力を形成して将来の軍用員たるに必要な軍事知識を施すことにあった点を見逃してはならぬ。更にこのような勤労青年の機動的な動員体制の組織化とその団員の集團的な教化とを目指して十六年に大日本青少年団が結成され、四百万の青年男女がその傘下に集結した。この結成は「現下喫緊ノ要タル高度国防国家体制建設ノ要請ニ即応セシムル為」「青少年団体ヲ統合シテ学校教育ト不離一体ノ下ニ強力ナル訓練体制ヲ確立スルノ要」（昭和十六年文部省訓令）に應えるものであって、国家独占資本の戦時政策の推進にとり不可欠な動員措置であつた。換言すればこれはいわば学校外組織に於ける国民教化の総動員体制を形づくったものともいうべきものであつて、今や学校教育はかゝる学校外組織と「不離一体」の連携を保って国家教育機能の中核的機関となつて活躍することになった。

次に国民学校教育を眺めてみよう。国民学校は従来小学校を所謂純日本型に今一度焼き直して超国家主義的な天皇制イデオロギーによる皇国精神鼓吹の錬成道場たらしめようとするものであつた。このような意図は国民・理教・体練・芸能・実業の五教科を通して学習課程の上に具現化され「臣道実践」に献身する皇民教化の魂の錬成が行われた。従前の小学校教育が依然形式的な段階式教授を踏襲していた通弊を打破して児童の全人的基礎陶冶をば学校、家庭、社会の三位一体の有機的聯関の中で完成しようとする柔軟な方法論的考慮をはらつてその教育的効果が期待されたのであつたが、所詮批判精神の介在を許さない全体主義的なイデオロギー注入の教授にとってこのような考慮は凡そナンセンスであり、その効果もせいぜい絶対的な天皇制価値体系への無批判的信従の枠内に於いてのみ空々しく喧伝されたに過ぎなかつた。従つて如何に全体観的な児童性開発が理念に求められても、その理念は学校教育に加えられる教育外強制との対決を避ける限り死語にひとしく従つてその教授は依然注入と抑圧と訓練と反覆との教育であり、国家意志への盲目的隷属と讃仰と

を強要する強制教育であることに変わりはなかった。

他方太平洋戦争に突入した国家独占資本は国民生活の相対的絶対的貧困化の犠牲の上に自己の最大限利潤追求の手を依然として緩めなかった。然し龐大な軍需生産を中心とする生産規模の拡大は同時に日本資本主義の体制的基本矛盾を極度に激成化して加速度的にその破局的危機を招来せしめる決定的な条件をつくりあげていった。この危機への内部崩壊の兆しに脅えた天皇制ファシズムは一層狂暴化し、そのはねかえりが戦局の一進一退と相伴って種々の学校教育政策に反映して教育行政措置に波及した。例えば太平洋戦争緒戦の戦略的優位を確保していた頃、昭和十七年の大東亜建設審議会に於いては「大東亜建設に処する文教政策」が審議され、「国防、産業、人口政策など各般の国策の総合的要請に基づき一貫せる教育の国家計画」（方策第三項）の樹立が検討された。これは「八紘一宇」、「東亜新秩序」、「大東亜共栄圏」のスローガンのもとに帝国主義的侵略戦争を正当化しそれを美化する欺瞞政策の一環としてその構想に基づくとともに、また占領地行政をも含めた国家統治機構の拡大に備えてその要請に応える学校教育政策の審議であった。然しその国家教育計画が具体化しないうちに昭和十七年六月のミッドウエー海戦を境として軍事情勢は逆転、戦況は停滞しついで悪化しはじめた。他方、国内の戦時体制の内部矛盾はいよいよ表面化し、産業の軍需動員によって著しく歪められていたわが国産業構造の全体は遂に瓦解し始め、その産業循環も益々硬化する一方であった。然し官僚制国家独占資本の体制的秩序はこのような内外からの危機的事態に直面して自らに内包する矛盾の深さとそこからくる弱さを露呈したにも拘らず、総力戦遂行の必要に馳られるまゝに天皇制支配体制の補強に狂奔し自己矛盾の拡大再生産の道をかむしやりに歩んだ。こゝに到って学校教育も戦時教育体制から学徒通年動員と学童集団疎開とに特徴づけられる決戦教育体制に移行するとともに、一切を挙げて「国体護持」の教育にそのエネルギーを集中させた。

昭和十三年に「実践的精神教育実施ノ一方法」として集団勤労作業運動が推進されていたが、更にその延長として学校報国隊組織の編成が下令された。即ち十六年「学校報国団ノ体制確立方」に関する文部省訓令がそれであって、これにより学校組織の集団編成からなる学徒の労務動員体制の基礎が築きあげられた。また国民皆働の勤労奉仕も翼賛会主導の音頭で推進されていたが、戦線の拡大と緊迫とが軍労務用員の需要を益々増大させたので遂に十七年になって国民勤労報国令施行規則による学徒出動令が発せられ、こゝに全国的な学徒勤労働員が文部省統率の下に行われた。最初比較的にかつた動員日数も労務供源の窮迫につれて稼働率の増大と平行して増加し、授業日数は益々制限された。而も可動的な潜在戦力までも徹底的に動員しなくてはならない事態を見るに到るや、正常な学校教育体系は在学年限の短縮によって遂に圧縮されてしまった。（他方、戦争科学体系の高度な技術的水準を確保するために理科系教科の偏重が行われ、或いは大学の研究科、大学院の拡充による研究体制の維持が考慮されたが研究時間の絶対的な縮減による水準低下は如何ともし難いものがあった）。その上戦局の悪化と軍需生産力の低下とは悪循環を繰り返し、戦争経済の全運行は麻痺して殆んど停止せんばかりであったにも拘らず、国家独占資本の頭目達は青少年婦女子に半奴隸的な強制労働を強いてなおその運行を支えようとした。然し劣悪な労働条件とその苛酷な強制労働とは学徒の作業能率を著しく低下させるだけであって、折角の学徒動員も到底戦争経済推進の起死回生の役割をば充分果し得るものではなかった。

戦局の破局的進展につれて本土決戦の「一億総蹶起」体制が立てられた。今や学校の門はそのまゝ兵營の門であり、学徒また兵士であった。天皇權威に対する絶対的な帰依信服は青年から正当な価値判断力を奪い、ただ滅死奉公、尽忠報国の倒錯した価値感情だけが出陣する若き学徒の胸を去来したに過ぎなかった。学校は全力を挙げて「国体護持」の聖旨奉戴に努め、その総力を結集して

戦争遂行の任に赴いた。然し学校教育のこのような姿はどちらかといえば国策に対する学校教育の自主的な対応というよりも、もはや何の自主性もなき機械的な順応を物語るものであったという方がふさわしいであろう。

昭和十八年六月「学徒戦時動員体制確立要綱」、十月「教育ニ関スル戦時非常措置方策」、十九年一月「緊急学徒勤労働員方策要綱」、三月「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」、八月「学徒勤労令」が矢つぎばやに決定発令された。そして敗戦の年二十年三月には「決戦非常措置要綱」が閣議で決定され国民学校初等科を除く一ヶ年の授業停止を命じて全学徒を食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究等に配置した。続いて五月勅令で以って「戦時教育令」が発せられたが、これは事実上正常な学校教育としての機能停止と組織解体とを学校に通告したものに他ならず、換言すればそれこそ自己の全存在を挙げて本土防衛に殉ぜんとした学校教育の玉砕を宣するものであり、また日本帝国主義の壊滅とともに自己の存在意味を失った学校教育の挽歌を奏するものであったものともいえないだろうか。

日本帝国主義は壊滅したけれどもまだ死滅してはいない。今日の学校教育は再び新しい危機に直面している。この危機の実態を正しく探り、危機克服への方途を見出すことこそ戦後学校教育にとつての歴史的課題でなければならぬ。この小論はかゝる課題と対決するための一つの礎石を求めるものであると同時に、教育学の社会科学的基础づけという本来の私の仕事に対して一つの歴史的アプローチをば用意してくれるものなのである。